

高 第 1 7 6 9 号
令和 6 年 1 1 月 5 日

各 軽費老人ホーム施設長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準について（通知）

軽費老人ホームに係る利用料等については、これまで令和 4 年 9 月 2 0 日付け高第 1 5 6 2 号千葉県健康福祉部長通知「千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準について」に基づき取り扱ってきたところですが、今般、処遇改善加算の追加や生活費の見直し等に伴い、本県における軽費老人ホームの利用料を別紙「千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」のとおりとすることとしたので通知します。

なお、本通知は令和 6 年 8 月 1 日から適用するものとします。

別紙

千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準

第1 軽費老人ホームの利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1か月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入所者が負担すべき額として別表1-1の額を上限とする。

(2) サービスの提供に要する費用(月額)は別表1-1のサービスの提供に要する基本額(月額)に各種加算額を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用(月額)から、別表2-1の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算額

以下の各種加算額については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

ア 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、障害者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」(平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額(月額)とする。

1,016,000円の範囲内の額/定員×12

イ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施

設における民間施設給与等改善費の取扱について」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」、「入所者処遇特別加算」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ウ 処遇改善加算

処遇改善加算については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和4年2月10日厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて算定するものとし、次により算出した額(月額)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の業務に従事する時間を控除した時間で算出した常勤換算数を用いること。

$$(\text{介護職員常勤換算数(月平均)}) \times 9,000\text{円} / (\text{対象入所者数})$$

エ 処遇改善加算2

処遇改善加算2については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて算定するものとし、次により算出した額(月額)とする。

(ア) 令和6年2月1日から令和6年5月31日までに係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の業務に従事する時間を控除した時間で算出した常勤換算数を用いること。

$(\text{介護職員常勤換算数 (月平均)}) \times 6,000 \text{円} / (\text{対象入所者数})$

(イ) 令和6年6月1日以降に係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。

① 処遇改善総額（月額）

$\text{サービスの提供に要する費用の合計 (年額)} \times 0.0116 / 12$

② 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数」で除する。

(ウ) 令和6年4月1日以降に係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。

① 処遇改善総額（月額）

$\text{サービスの提供に要する費用の合計 (年額)} \times 0.0061 / 12$

② 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数」で除する。

(注) 「対象入所者数」については、入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所者数を除いた分を求め、それを365で除した数とする。

3 生活費（月額）

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記の額を上限とする。

地域	1人あたりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
甲地	48,764 円	2,150 円
乙地	46,324 円	1,960 円

(注)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地－1及び1級地－2」又は「2級地－1及び2級地－2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地－1及び3級地－2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

4 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとし、開所時等に県が示した上限額を遵守すること。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（２０年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（２０年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（２０年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(２) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や、夫婦（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約がある場合を含む。）又は県内の各市町村におけるパートナーシップに関する制度に基づく関係にある二者で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

５ その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成２３年８月国土交通省住宅局）を参考にすること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入所者1人1か月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入所者が負担すべき額として別表1-2の額を上限とする。

(2) サービスの提供に要する費用(月額)は別表1-2のサービスの提供に要する基本額(月額)に各種加算額を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用(月額)から、別表2-2-①又は、2-2-②の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算額

以下の各種加算額については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

ア 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、障害者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」(平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額(月額)とする。

1,016,000円の範囲内の額/定員×12

イ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)及び「軽費老人ホームサービス提供費補

助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」、「入所者処遇特別加算」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ウ 処遇改善加算

処遇改善加算については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和4年2月10日厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて算定するものとし、次により算出した額(月額)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の業務に従事する時間を控除した時間で算出した常勤換算数を用いること。

$$(\text{介護職員常勤換算数(月平均)}) \times 9,000\text{円} / (\text{対象入所者数})$$

エ 処遇改善加算2

処遇改善加算2については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡)及び「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」(令和6年11月5日高第1768号千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知)に定めるところに準じて算定するものとし、次により算出した額(月額)とする。

(ア) 令和6年2月1日から令和6年5月31日までに係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の業務に従事する時間を控除した時間で算出した常勤換算数を用いること。

$$(\text{介護職員常勤換算数(月平均)}) \times 6,000\text{円} / (\text{対象入所者数})$$

(イ) 令和6年6月1日以降に係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。

①処遇改善総額（月額）

サービスの提供に要する費用の合計（年額）×0.0116／12

②対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数」で除する。

(ウ) 令和6年4月1日以降に係る処遇改善加算

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。

①処遇改善総額（月額）

サービスの提供に要する費用の合計（年額）×0.0061／12

②対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数」で除する。

(注)「対象入所者数」については、入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所者数を除いた分を求め、それを365で除した数とする。

3 生活費（月額）

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記の額を上限とする。

地域	1人あたりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
甲地	57,104 円	2,150 円
乙地	54,414 円	1,960 円

(注)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地－1及び1級地－2」又は「2級地－1及び2級地－2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地－1及び3級地－2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にすること。

(別表 1 - 1)

サービスの提供に要する基本額 (月額)

軽費老人ホーム

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額 (月額) について、以下のとおりとなるので留意されたい。

	サービスの提供に要する 基本額 (月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧ のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が 30 人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	145,100	142,400	141,400	139,600	138,700	137,800	136,900	136,000	135,100	134,200	133,400	130,700
21-30	97,200	95,400	94,800	93,500	92,900	92,300	91,700	91,100	90,500	89,800	89,200	87,500
31-40	85,300	83,700	83,200	82,000	81,500	80,900	80,400	79,900	79,300	78,800	78,200	76,600
41-50	76,200	74,700	74,200	73,300	72,800	72,200	71,700	71,200	70,600	70,100	69,600	68,100
51-60	64,400	63,200	62,800	61,900	61,500	61,100	60,700	60,200	59,800	59,400	58,900	57,600
61-70	61,100	59,900	59,500	58,500	58,100	57,700	57,300	56,900	56,500	56,100	55,700	54,500
71-80	53,500	52,500	52,100	51,400	51,000	50,700	50,300	50,000	49,600	49,300	48,900	47,800
81-90	53,000	52,000	51,600	50,900	50,500	50,200	49,800	49,400	49,000	48,700	48,400	47,300
91-100	47,900	46,800	46,500	45,900	45,500	45,200	44,900	44,600	44,200	43,900	43,600	42,600

(注) 地域区分は以下のとおりとする。

- 1) 12/100 は成田市及び印西市とする。
- 2) 10/100 は浦安市とする。
- 3) 9/100 は市川市、松戸市、四街道市及び袖ヶ浦市とする。
- 4) 8/100 は富津市、習志野市及び八千代市とする。
- 5) 5/100 は茂原市、佐倉市、市原市及び白井市とする。
- 6) 3/100 は野田市、東金市、流山市及び八街市並びに印旛郡酒々井町及び栄町

とする。

7) 左記以外は、上記以外の市町村とする。

②単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	120,800	118,700	117,900	116,500	115,700	115,000	114,300	113,600	112,900	112,200	111,500	109,400
21-30	80,900	79,500	79,000	78,100	77,600	77,100	76,700	76,200	75,700	75,300	74,800	73,400
31-40	73,200	71,800	71,300	70,300	69,900	69,500	69,000	68,600	68,100	67,700	67,200	65,900
41-50	66,400	65,200	64,800	63,900	63,500	63,100	62,700	62,200	61,800	61,400	61,000	59,700
51-60	56,300	55,300	54,900	54,100	53,700	53,400	53,000	52,700	52,300	52,000	51,600	50,500
61-70	54,100	53,000	52,700	51,900	51,600	51,200	50,900	50,500	50,100	49,800	49,500	48,400
71-80	47,500	46,500	46,200	45,600	45,300	45,000	44,600	44,300	44,000	43,700	43,400	42,500
81-90	47,700	46,700	46,400	45,700	45,400	45,100	44,800	44,500	44,100	43,800	43,500	42,600
91-100	43,100	42,300	42,000	41,400	41,100	40,800	40,600	40,300	40,000	39,700	39,400	38,600

(注) 地域区分は別表 1 - 1 - ①に同じ。

③併設設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	147,600	145,300	144,400	142,900	142,100	141,200	140,500	139,700	138,900	138,200	137,400	135,100
15-19	98,800	97,300	96,800	95,700	95,200	94,700	94,100	93,600	93,100	92,600	92,000	90,500
20-29	94,500	92,900	92,300	91,200	90,600	90,000	89,400	88,900	88,300	87,800	87,200	85,600
30	68,100	67,000	66,600	65,900	65,500	65,100	64,800	64,400	64,000	63,700	63,300	62,200
31-40	63,500	62,400	62,000	61,300	60,900	60,600	60,200	59,800	59,400	59,000	58,600	57,500
41-50	51,100	50,200	49,900	49,300	49,000	48,700	48,400	48,100	47,800	47,500	47,100	46,200
51-60	42,800	42,000	41,800	41,300	41,100	40,800	40,600	40,300	40,000	39,800	39,600	38,800
61-70	36,900	36,200	35,900	35,500	35,200	35,000	34,800	34,600	34,300	34,100	33,900	33,300
71-80	32,300	31,800	31,600	31,200	31,000	30,800	30,700	30,500	30,300	30,100	29,900	29,400
81-90	34,200	33,600	33,400	33,000	32,800	32,600	32,400	32,200	32,000	31,800	31,600	31,000
91-100	30,900	30,400	30,200	29,800	29,600	29,400	29,300	29,100	28,900	28,700	28,500	28,000

(注) 地域区分は別表 1 - 1 - ①に同じ。

④併設設置

介護職員 1 名を配置しない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	98,900	97,700	97,300	96,500	96,100	95,700	95,300	94,900	94,500	94,100	93,700	92,500
15-19	66,300	65,500	65,200	64,700	64,400	64,200	63,900	63,600	63,300	63,100	62,800	62,100
20-29	70,300	69,200	68,800	68,100	67,700	67,400	67,000	66,700	66,300	65,900	65,600	64,500
30	51,800	51,100	50,800	50,400	50,100	49,900	49,600	49,400	49,100	48,900	48,700	47,900
31-40	51,400	50,600	50,300	49,700	49,500	49,200	48,900	48,600	48,300	48,100	47,800	46,900
41-50	41,400	40,700	40,500	40,100	39,800	39,600	39,400	39,200	38,900	38,700	38,500	37,800
51-60	34,500	33,900	33,800	33,400	33,200	33,000	32,800	32,700	32,500	32,300	32,100	31,600
61-70	29,900	29,400	29,200	28,900	28,800	28,600	28,400	28,300	28,100	28,000	27,800	27,300
71-80	26,300	25,900	25,700	25,500	25,300	25,200	25,100	24,900	24,700	24,600	24,500	24,100
81-90	28,900	28,400	28,200	27,900	27,700	27,500	27,400	27,200	27,000	26,900	26,700	26,200
91-100	26,100	25,700	25,500	25,200	25,100	25,000	24,800	24,700	24,500	24,400	24,200	23,800

(注) 地域区分は別表 1-1-①に同じ。

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 (単独設置)

共通職員

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	109,900	107,700	107,000	105,500	104,800	104,100	103,400	102,700	102,000	101,300	100,600	98,500
21-30	73,700	72,200	71,700	70,700	70,200	69,700	69,200	68,800	68,300	67,800	67,400	66,000
31-40	55,600	54,500	54,100	53,400	53,000	52,700	52,300	52,000	51,600	51,300	50,900	49,900
41-50	52,300	51,200	50,900	50,200	49,800	49,500	49,200	48,800	48,400	48,100	47,800	46,600
51-60	44,500	43,700	43,400	42,800	42,500	42,200	41,900	41,600	41,300	41,000	40,700	39,800
61-70	44,000	43,100	42,800	42,200	41,900	41,600	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,200
71-80	38,800	38,000	37,700	37,200	36,900	36,700	36,400	36,000	35,700	35,500	35,100	34,400
81-90	34,400	33,700	33,400	33,000	32,700	32,500	32,300	32,000	31,800	31,600	31,300	30,600
91-100	31,100	30,500	30,200	29,800	29,600	29,400	29,200	29,000	28,800	28,600	28,400	27,700

(注) 地域区分は別表 1-1-①に同じ。

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	84,300	82,800	82,200	81,200	80,700	80,200	79,600	79,100	78,600	78,100	77,600	76,100
21-30	56,600	55,600	55,300	54,600	54,100	53,800	53,500	53,100	52,800	52,500	52,100	51,100
31-40	42,800	42,000	41,700	41,200	41,000	40,700	40,500	40,200	39,900	39,700	39,500	38,700
41-50	42,100	41,300	41,000	40,500	40,200	40,000	39,700	39,400	39,100	38,900	38,600	37,800
51-60	36,200	35,400	35,100	34,600	34,400	34,100	33,900	33,700	33,400	33,200	33,000	32,300
61-70	36,800	35,900	35,700	35,100	34,900	34,600	34,400	34,100	33,900	33,700	33,400	32,700
71-80	32,200	31,600	31,400	31,000	30,800	30,500	30,300	30,100	29,900	29,700	29,500	28,800
81-90	28,700	28,200	28,000	27,600	27,400	27,200	27,000	26,800	26,600	26,500	26,300	25,700
91-100	26,100	25,500	25,400	25,000	24,900	24,700	24,500	24,400	24,200	24,000	23,800	23,200

（注）地域区分は別表1-1-①に同じ。

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	77,100	75,900	75,500	74,800	74,400	74,000	73,600	73,200	72,800	72,400	71,900	70,600
15-19	51,700	50,900	50,700	50,100	49,900	49,600	49,400	49,100	48,800	48,600	48,300	47,500
20-29	59,300	58,100	57,800	57,000	56,700	56,300	55,900	55,600	55,200	54,800	54,500	53,300
30	44,600	43,900	43,600	43,100	42,900	42,600	42,400	42,200	41,900	41,700	41,400	40,700
31-40	33,600	33,100	32,900	32,600	32,400	32,200	32,000	31,800	31,600	31,500	31,300	30,700
41-50	27,200	26,800	26,600	26,300	26,200	26,000	25,900	25,700	25,600	25,500	25,300	24,900
51-60	22,900	22,500	22,400	22,200	22,100	21,900	21,800	21,700	21,500	21,400	21,300	21,000
61-70	19,800	19,500	19,400	19,200	19,100	19,000	18,900	18,800	18,700	18,600	18,500	18,200
71-80	17,400	17,200	17,100	16,900	16,800	16,700	16,600	16,500	16,400	16,300	16,200	16,000
81-90	15,600	15,400	15,300	15,100	15,000	15,000	14,900	14,800	14,700	14,600	14,600	14,300
91-100	14,200	14,000	13,900	13,800	13,700	13,600	13,600	13,500	13,400	13,300	13,300	13,000

（注）地域区分は別表1-1-①に同じ。

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
15-19	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
20-29	33,700	33,200	33,000	32,700	32,500	32,300	32,200	32,000	31,800	31,700	31,500	31,000
30	27,600	27,300	27,200	27,000	26,900	26,700	26,600	26,500	26,400	26,300	26,200	25,800
31-40	20,900	20,700	20,600	20,400	20,300	20,300	20,200	20,100	20,000	19,900	19,800	19,600
41-50	16,900	16,700	16,700	16,500	16,500	16,400	16,300	16,300	16,200	16,100	16,100	15,900
51-60	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,900	13,800	13,800	13,700	13,700	13,600	13,400
61-70	12,500	12,300	12,300	12,200	12,100	12,100	12,000	12,000	11,900	11,900	11,800	11,600
71-80	11,000	10,900	10,900	10,800	10,700	10,700	10,600	10,600	10,500	10,500	10,500	10,400
81-90	10,000	9,800	9,800	9,700	9,700	9,700	9,600	9,600	9,500	9,500	9,500	9,400
91-100	9,100	9,000	8,900	8,900	8,800	8,800	8,800	8,700	8,700	8,700	8,600	8,500

（注）地域区分は別表1-1-①に同じ。

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	35,700	35,100	34,900	34,500	34,300	34,100	34,000	33,800	33,600	33,400	33,200	32,600
21-30	23,300	23,000	22,800	22,600	22,500	22,300	22,200	22,100	21,900	21,800	21,700	21,300
31-40	29,600	29,100	28,900	28,500	28,300	28,100	27,900	27,700	27,500	27,400	27,200	26,600
41-50	23,700	23,200	23,000	22,700	22,600	22,400	22,300	22,100	21,900	21,800	21,700	21,200
51-60	19,700	19,400	19,200	19,000	18,900	18,700	18,600	18,500	18,300	18,200	18,100	17,600
61-70	16,800	16,500	16,400	16,200	16,100	15,900	15,800	15,700	15,600	15,500	15,400	15,100
71-80	14,700	14,500	14,400	14,200	14,100	14,000	13,900	13,800	13,700	13,600	13,500	13,200
81-90	18,500	18,100	17,900	17,600	17,500	17,400	17,300	17,100	17,000	16,900	16,800	16,400
91-100	16,600	16,200	16,100	15,900	15,800	15,700	15,600	15,400	15,300	15,200	15,100	14,800

（注）地域区分は別表1-1-①に同じ。

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員を１名置かなかつた場合

一般 入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
21-30	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
31-40	17,400	17,100	17,000	16,800	16,700	16,600	16,600	16,500	16,400	16,300	16,200	15,900
41-50	13,900	13,700	13,600	13,500	13,400	13,300	13,300	13,200	13,100	13,000	13,000	12,700
51-60	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,000	11,000	10,900	10,800	10,800	10,700	10,500
61-70	9,900	9,700	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200	9,200	9,000
71-80	8,600	8,500	8,400	8,300	8,300	8,200	8,200	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900
81-90	13,100	12,900	12,800	12,600	12,500	12,400	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000	11,800
91-100	11,800	11,500	11,400	11,200	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,800	10,700	10,500

（注）地域区分は別表１－１－①に同じ。

(別表 1－2)

サービスの提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホーム A 型

単独設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	124,000	121,500	120,700	119,000	118,000	117,200	116,300	115,500	114,600	113,800	112,900	110,400
51-60	104,500	102,300	101,600	100,200	99,500	98,800	98,100	97,300	96,600	95,900	95,200	93,000
61-70	89,700	87,900	87,300	86,100	85,500	84,800	84,200	83,600	82,900	82,300	81,700	79,900
71-80	78,700	77,100	76,600	75,500	75,000	74,500	73,900	73,400	72,800	72,200	71,700	70,000
81-90	75,700	74,200	73,700	72,600	72,000	71,500	71,000	70,400	69,800	69,300	68,800	67,300
91-100	68,200	66,800	66,300	65,400	64,900	64,500	64,000	63,500	63,000	62,600	62,100	60,800

(注) 地域区分は別表 1－1－①に同じ。

(別表 2－1)

本人からの徴収額（月額）

軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）
1	1, 500, 000円以下	10, 000円
2	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円
3	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円
4	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円
5	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円
6	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円
7	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円
8	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円
9	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円
10	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円
11	2, 400, 001円～2, 500, 000円	50, 000円
12	2, 500, 001円～2, 600, 000円	57, 000円
13	2, 600, 001円～2, 700, 000円	64, 000円
14	2, 700, 001円～2, 800, 000円	71, 000円
15	2, 800, 001円～2, 900, 000円	78, 000円
16	2, 900, 001円～3, 000, 000円	85, 000円
17	3, 000, 001円～3, 100, 000円	92, 000円
18	3, 100, 001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の（1）「前年」の対象収入の取扱い、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。ただし、その

額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

（注４）夫婦（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約がある場合を含む。）又は県内の各市町村におけるパートナーシップに関する制度に基づく関係にある二者で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から３０％減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、１００円未満の端数は切り捨てとする。

（注５）利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

(別表 2 - 2)

本人からの徴収額 (月額)

軽費老人ホーム A 型

①平成 3 年 7 月 1 日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月額)
1	1, 5 0 0, 0 0 0 円以下	1 0, 0 0 0 円
2	1, 5 0 0, 0 0 1 円～1, 6 0 0, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
3	1, 6 0 0, 0 0 1 円～1, 7 0 0, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
4	1, 7 0 0, 0 0 1 円～1, 8 0 0, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
5	1, 8 0 0, 0 0 1 円～1, 9 0 0, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円
6	1, 9 0 0, 0 0 1 円～2, 0 0 0, 0 0 0 円	2 5, 0 0 0 円
7	2, 0 0 0, 0 0 1 円～2, 1 0 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
8	2, 1 0 0, 0 0 1 円～2, 2 0 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円
9	2, 2 0 0, 0 0 1 円～2, 3 0 0, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円
1 0	2, 3 0 0, 0 0 1 円～2, 4 0 0, 0 0 0 円	4 5, 0 0 0 円
1 1	2, 4 0 0, 0 0 1 円～2, 5 0 0, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円
1 2	2, 5 0 0, 0 0 1 円～2, 6 0 0, 0 0 0 円	5 7, 0 0 0 円
1 3	2, 6 0 0, 0 0 1 円～2, 7 0 0, 0 0 0 円	6 4, 0 0 0 円
1 4	2, 7 0 0, 0 0 1 円～2, 8 0 0, 0 0 0 円	7 1, 0 0 0 円
1 5	2, 8 0 0, 0 0 1 円～2, 9 0 0, 0 0 0 円	7 8, 0 0 0 円
1 6	2, 9 0 0, 0 0 1 円～3, 0 0 0, 0 0 0 円	8 5, 0 0 0 円
1 7	3, 0 0 0, 0 0 1 円～3, 1 0 0, 0 0 0 円	9 3, 0 0 0 円
1 8	3, 1 0 0, 0 0 1 円～3, 2 0 0, 0 0 0 円	1 0 1, 0 0 0 円
1 9	3, 2 0 0, 0 0 1 円～3, 3 0 0, 0 0 0 円	1 0 9, 0 0 0 円
2 0	3, 3 0 0, 0 0 1 円～3, 4 0 0, 0 0 0 円	1 1 7, 0 0 0 円
2 1	3, 4 0 0, 0 0 1 円以上	全 額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入 (社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。) から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 1 8 年 1 月 2 4 日老発第 0 1 2 4 0 0 4 号) の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 1 8 年 1 月 2 4 日老計発第 0 1 2 4 0 0

- 1号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約がある場合を含む。)又は県内の各市町村におけるパートナーシップに関する制度に基づく関係にある二者で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、以下のとおりの徴収額とする。

	階層区分		費用徴収額(月額)
A	所得税	市町村民税の非課税者	10,000円
B	非課税者	市町村民税均等割のみの納税者	15,000円
C1		市町村民税所得割課税者	20,000円
C2	所得税課税者	所得税7,300円以下	25,000円
C3		所得税7,301円～14,900円	30,000円
C4		所得税14,901円～22,200円	35,000円
C5		所得税22,201円～29,700円	40,000円
C6		所得税29,701円～37,200円	45,000円
C7		所得税37,201円～44,600円	50,000円
C8		所得税44,601円～52,200円	55,000円
C9		所得税52,201円～59,800円	60,000円
C10		所得税59,801円以上	全額